

## 外国送金をご利用いただくお客さまへお願い

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止への対策は、犯罪者やテロ組織等への資金流入を未然に防止する為、日本及び国際社会が取り組むべき課題として、これまでになく重要性が高まっています。

名古屋銀行では、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づく経済制裁措置等や犯罪収益移転防止法に基づくマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止対策を適切に実施する観点から、外国送金について、次の通りの対応を行っております。お客さまにはお手数をお掛けしますが、ご理解とご協力の程、お願い申し上げます。

次に掲げる外国送金はお取扱いできません。

- ①現金（円貨現金・外貨現金）による取引（ご依頼の直前に口座に入金した現金もお取扱いできない場合があります）
- ②当行で預金口座をお持ちでないお客さまとの取引
- ③正当な目的があると認められない取引
- ④法令や公序良俗に反する行為に基づくものである、もしくはそのおそれがあると認められる取引
- ⑤仮想通貨交換業者や資金移動業者が関与する取引

### <海外に送金するお客さま（仕向外国送金）>

受付の際に次の確認をさせていただく場合があります。

- ①当行に開設された預金口座の取引履歴から送金原資の出所が確認できない時は、その正当性が分かる確認資料のご提示、ご説明をお願いする場合があります。
- ②送金理由・送金の相手方が確認できる資料（受取人との間の契約書、注文書、インボイスなど）のご提示、ご説明をお願いする場合があります。

### <海外からの送金をお受け取りになるお客さま（被仕向外国送金）>

預金口座へのご入金の際に送金目的の確認をさせていただきます。

- ①送金理由・送金の相手方が確認できる資料（送金人とのご関係に関する資料、船積書類、輸出許可証、原産地証明書など）のご提示、ご説明をお願いする場合があります。
- ②届出の住所・電話番号に変更があった際は、速やかにお手続きをお願い致します。お客さまに連絡がつかず、受取理由が確認できない場合、外国からの送金をお受け取りいただけない場合があります。

確認資料のご提示にご協力いただけない場合やご提示いただいた内容によっては、当行の判断により送金をお断りする場合があります。また、必要なご説明や書面の提示を受けた場合におきましても、お受けするまでに時間がかかる場合があります。

※詳しくは、店舗窓口へお問合せください。